

【自己所有の消火器で初期消火した皆様へ】

消火薬剤詰替等補助事業について

一般社団法人北海道消防設備協会旭川支部では、旭川市消防本部の協力を得て旭川市内で発生した火災において平成25年3月27日から善意により初期消火を行った住民の方が使用した消火器に対して、無償で消火薬剤の詰替等を行う、消火薬剤詰替等補助事業を開始しました。

補助の対象となる消火器は、近隣住民など善意により初期消火を行うために使用した、自ら所有する消火器です。

補助基準があります

応急消火義務者（火災原因者、火災の建物の居住者など）が所有する消火器や火災が発生した建物に設置の消火器等は補助対象外です。

この制度は、民間団体の一般社団法人北海道消防設備協会旭川支部が実施している補助制度で、旭川市と協定を結んで消火薬剤詰替等の補助事業を実施しています。

一般社団法人北海道消防設備協会とは道内の消火器や火災報知機など消防法令で定める防災機器の販売、点検や工事等を業としている者で組織している公益の業界団体です。

消火薬剤詰替等補助制度の概要

消火協力者の初期消火における消火薬剤詰替等補助のフロー（イメージ）



【申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、申請してください】

この補助事業に関するお問い合わせ先は「一般社団法人北海道消防設備協会旭川支部」です。
電話 0166-74-8157 旭川市宮下通14丁目1131番2 レオナ宮下205号室